

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

養父市は、兵庫県の北部、但馬地域の南側に位置（東経 134 度 46 分 2 秒、北緯 35 度 24 分 18 秒）し、東側は朝来市、西側は鳥取県若桜町、南側は宍粟市、北側は豊岡市と香美町にそれぞれ接しており、総面積は 422.91 k m²で、兵庫県の 5.0%、但馬地域の 19.8%を占めている。

地形は、市の東部を一級河川円山川が南東から北西の方向に流れ、その支流の八木川に沿って八鹿、関宮地域が、大屋川に沿って養父、大屋地域が位置している。

西部には県下最高峰の氷ノ山や鉢伏山、ハチ高原、若杉高原が、北部には妙見山がそびえるなど、雄大で美しい自然に囲まれている。気候は日本海型で、一般に多雨多湿、冬季は大陸から季節風が吹き、積雪も多い。

土地利用の現状は、市の総面積の 84%が山林であり、耕地については約 79% (R2 作物統計) が水田で占められ、これらの水田の利用は水稻が主体であるが、麦、大豆、飼料作物、野菜等の栽培も行われている。

人口については、昭和 35 年(1960 年)の国勢調査で 44,884 人であった人口は、昭和 55 年以降緩やかに減少し、令和元年(2020 年)には 22,129 人となり、22,755 人、50.7%の減少となっており、2030 年には 21,800 人程度（養父市人口ビジョン 2015）に減少すると予測されている。就業人口は、11,164 人（平成 27 年国勢調査による総就業者数）で、総人口の 50%（就業率）を占めている。産業別の構成比は、第 1 次産業が 8.5%、第 2 次産業が 26.7%、第 3 次産業が 63.8%である。

このような背景の中で、本市の農業は水田と高原開発農地を基盤に農業経営が発展してきた。しかし、水田農業の担い手不足による水稻作付けの減少や、基盤整備実施後の農地を含めた耕作放棄地の増加など新たな社会情勢の変化への対応の遅れも見られる。

こうした状況を踏まえ、農業生産振興の根幹である優良農地の確保・保全と農村地域の秩序ある土地利用を図り、本市の基幹産業である農業の振興に向け、生産基盤の整備や担い手の確保・育成をはじめ、長年地域の中で培われてきた高品質な農畜産物のブランド力向上、6 次産業化・スマート農業の推進などの取り組みを進めていく。

農業振興地域内用途別土地利用の構想

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和3年)	2444.5	34.2	43.0	0.6	1730 (3.0)	24.2 ()	381.3	5.3
目標 (令和5年)	2388.7	33.4	43.0	0.6	1779.6 (3.0)	24.9 ()	381.8	5.3
増減	▲55.8	—	0	—	49.6	—	0.5	—

区分 年次	工業用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和2年)	66.8	0.9	2482.4	34.8	7148.0	100
目標 (令和5年)	70.9	1.0	2484.0	34.8	7148.0	100
増減	4.1	—	1.6	—	0	—

注：() 内は混牧林地の面積である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある現況農用地 2394.6ha のうち、次に掲げる a～c に該当する農用地 1810.2ha について農用地区域を設定する方針である。

- a 集団的に存在する農用地
 - ・10ha 以上の集団的な農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
ただし、b、c の土地であっても、次の土地については農用地区域に含めない。

① 集落区域内に介在する農用地

156.3ha

② 自然的条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地

- ・ おおむね傾斜度 1/20 以上の農用地

135.1ha

- ・ 立地条件により、今後農用地としての存続が困難と認められる農用地

0.6ha

③ その他

- ・ 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる農用地

190.8ha

- ・ 道路沿線市街地として開発が進みつつある農用地

206.9ha

- ・ 各種法令等具体的計画用地の農用地

6.4ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定するとした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する方針である。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する

方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する方針である。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況森林、原野等のうち、農業経営の近代化を図るため、採草放牧地や混牧隣地として整備する必要があるものについて農用地区域を設定する方針である。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等の利用の方針

本地域の農用地区域の現況農地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地を次のとおり設定する。

単位：h a

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
養父市	1594.2	1594.2	0.0	66.0	66.0	0.0	3.0	3.0	0.0	43.0	43.0	0.0	1706.2	1706.2	0.0	104.0

イ 用途区分の構想

(ア) 八鹿地区

- a 本地区は小佐川水系に属する農用地 59.3ha のうち、水利条件に恵まれている農用地およそ 51.7ha については、ほ場整備完了地であり水利条件は恵まれており、大型機械化に対応できるため、農地として効率よく利用する。また、農業用施設用地として 0.2ha 利用する。
- b 小佐川の一流域である石原・椿色集落附近の 8.2ha の農用地のうち、7.2ha はほ場整備完了地であり、水田として利用する。また、残りの棚田については農道等を整備することにより水田として利用する。

(イ) 高柳地区

- a 本地区は八木川水系に属し、大部分が平坦部である。157.4ha の農用地のうち 130.9ha の農用地のほ場整備は完了しており、今後は農道整備（舗装）等の条件整備を行い、効率よく利用する。
- b 畑ヶ中集落の国道 9 号線北傾斜に点在する 2.9ha の農用地は、大部分が樹園地であり、農道を整備することにより樹園地として有効利用を図る。
- c 八木川右岸側の高柳下集落周辺の谷間にある農用地については、農道整備等条件整備を行っており、今後も農地として利用する。
- d 農業用倉庫・鶏舎・地力増進施設などの農業用施設用地として 1.2ha 利用する。
- e 北近畿豊岡自動車道の八鹿氷ノ山インターチェンジの周辺については、広域交通の要衝となることから、養父市の都市計画もふまえ、産業的な活力増進につながる土地利用を促進する。

(ウ) 伊佐地区

- a 本地区は円山川水系に属し、144.3ha の農用地の内、118.9ha についてはほ場整備完了地であり、水利条件は恵まれており大型機械化に対応できるため農地として利用する。
- b 本地区には大字伊佐と大字坂本に農業用施設用地として、ライスセンターと鶏舎（ブロイラー団地）が 1.6ha あり、引き続き利用する。

(エ) 宿南地区

- a 本地区は円山川水系に属し、49.1ha の農地のうち平坦部の 41.7ha 及び円山川の支流である三谷川水系の 1.4ha については、ほ場整備事業が完了しており水田として利用し、隣接している 3.8ha は畑地として利用する。

- b 本地区の西部に属する農業用施設用地 22.8ha については、畜産団地（ブローラー・養豚）として、引き続き利用する。

(オ) 建屋地区

建屋川水系に属する平坦部の農用地 204.5ha のうち、133.3ha がほ場整備を実施しており、そのほとんどが団地性 10ha 以上、傾斜度 1/50 程度で構成され、今後も水稻を中心とした農地としての利用を進める。

(カ) 広谷地区

- a 畑川水系に展開する農用地 27ha のほとんどがほ場整備を完了しており、団地性 5~10ha、傾斜度 1/40 程度で構成され、今後の田畑輪換に対応する条件を備えていることから、農地としての利用を進める。
- b 建屋川水系・大屋川水系に展開するこの地域は、養父地域の中心地で市街地を形成しており、農用地 161.8ha のうち 109.7ha がほ場整備を完了している。団地性は 5~20ha、傾斜度 1/200 で構成され汎用田として利用を進める。又、ビニールハウス等による田から畑への転換を進め、多品種作物の産地化等を目指し農地の利用を促進する。

(キ) 養父地区

- a 円山川流域に展開する農用地 102.4ha については、汎用田として既に、ほ場整備が進められており、そのほとんどが、団地性 15~40ha、傾斜度 1/500 未満で構成され、今後の田畑輪換に対応する条件を備えていることから農地として利用する。
- b 米地川水系に展開する農用地 34.6ha のほとんどがほ場整備を完了しており、5~10ha の農用地が、小規模の団地に分散され、傾斜度 1/100 で構成され、今後の田畑輪換に対応する条件を備えていることから、農地として利用する。

(ク) 口大屋地区

- a 大屋川水系に属する平坦部の農用地 102ha については、水田としての水利条件に恵まれており、団地性 10ha 以上、傾斜度 1/50 未満で構成され、今後の中型機械化に対応する条件を備えていることから田としての利用をする。
- b 採草放牧地 42ha については、肉用、乳用牛飼養のための粗飼料供給地として利用する。
- c 上山農場に展開する農用地(畑) 26ha は特定農産物の産地化が進んでいる。
- d 本地域北部の南但馬高原開発地帯は畑地として利用し、肉用牛及び野菜、花きの主産地化計画の基盤とする。また、中部の夏梅字向山の区域を但馬区域畜

産基地の採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地として利用する。

(ケ) 大屋地区

- a 本地区の大屋川及び明延川水系に属する平坦部の農用地 58.2ha については、水利条件に恵まれており、団地性 10ha 以上、傾斜度 1/50 未満で構成されており、今後の中型機械化に対応する条件を備えていることから田として利用する。
- b 本地域の北部の南但馬高原開発地帯を畑地として利用する。

(コ) 南谷地区

本地区の明延川水系に属する平坦部の農用地 32.6ha については、田としての水利条件に恵まれており、団地性も 3ha 以上あり、傾斜度 1/50 未満で構成されており、今後の中型機械化に対応する条件を備えていることから田として利用する。

(サ) 西谷地区

本地区の大屋川水系に属する平坦部の農用地 34.8ha については、田としての水利条件に恵まれており、団地性も 7ha 以上あり、傾斜度 1/50 未満で構成されており、今後の中型機械化に対応する条件を備えていることから田として利用する。

(シ) 関宮地区

- a 八木川水系に属する平坦部の農用地 148.1ha については、汎用田として既にほ場整備が進んでおり、そのほとんどが団地性 20ha 以上、傾斜度 1/100 未満で構成され、今後の田畑輪換に対応する条件を備えていることから農地として利用を進める。
- b 西部山麓の谷々に分散する棚田は傾斜度も 1/20 以上ありほ場整備も困難であるが、比較的まとまりのある農地はできるだけほ場整備を行い、困難な地区は農道整備等ほ場条件の整備を行い今後も農地として利用する。
- c 杉ヶ沢高原に展開する農用地約 65.3ha は国の野菜指定産地（大根）にもなっており、今後も高冷地野菜畑としての利用を進めるとともに、一部は採草放牧地並びにハウス団地として利用する。
- d 農業用施設用地、肉用・乳用牛舎、鶏舎、花卉園芸施設等の現況施設用地と、補助事業等の導入計画予定地を農業用施設用地として利用する。

(ス) 熊次地区

本地区は大部分が棚田であるが、比較的集団化している傾斜度の緩い団地はほ場整備が進められている。それ以外のところは農道、用排水路等ほ場条件の整備を行い農用地として利用する。

ウ 特別な用途区分の構想
特になし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農用地区域に含まれる既存農用地面積は1594.2haで、用途区分は(田)1131.4ha、(畑)360.7ha、(樹園地)102.1ha、(採草放牧地)66.0haである。

このうち田では、円山川本流沿いをはじめ、各支流の中～下流域の平坦部で数十ha規模の団地形成がみられる。これらは、主な地区で土地基盤整備が完了している。一方、上流域の山間棚田では整備が進まず、生産性の悪い農地から遊休化が進行している。このため棚田保全対策のための農道・水路の整備を進めている。また、畑については、おおや高原、上山高原、轟高原の3地区で10ha以上の団地形成がみられる。これらを除き、ほとんどは山すその緩斜面に小規模で散在している。

今後は整備済みの農用地では、更なる合理化経営に向け、農業法人の参入を進め農道水路の再整備を行っていく。また、土地基盤整備の遅れが見られる農用地では周辺環境やコスト軽減に配慮した整備を推進し、営農環境の改善に努める。併せて既存施設については緊急性の高いものから順次更新を進めていく。

2 農業生産基盤整備開発計画

区域番号	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		付図2号 対図番号	変更の理由
			受益地区	受益面積		
建屋 - 1	一般農道整備事業(過疎基幹)	農道整備農道 L=2,310m	唐川	ha	1	(継続)
西谷 - 1, 2	中山間総合整備事業 広域連携型レインボ-南但地区	農道整備農道 L=280m	西谷		2	(継続)
養父 - 1	農地中間管理機構関連農地整備事業 (大塚地区)	ほ場整備 A=17.6ha	大塚	17.6	3	(継続)
口大屋 - 1, 3, 4, 5 大屋 - 1	農地環境整備事業(おおや高原)	用水路パイプライン化 L=6,740m 揚水ポンプ 2か所	大屋町宮垣、中、夏梅、加保	30.2	4	(継続)
熊次 - 1	ふるさと水と土ふれあい事業(別宮地区)	農道整備 L=500m 用水路整備 L=500m	別宮	18.0	5	(継続)
八鹿 - 1	農業競争力強化農地整備事業	ほ場整備 A=15.0ha	九鹿、岡	15.0	6	新
伊佐 - 1	農村地域防災減災事業(浅間峠下池)	耐震補強(豪雨対策) 貯水量7,400m ³	浅間	25.0	7	新

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の総面積の 84%が森林であり、この広大な資源の開発と活用は地域振興の重要な課題である。しかしながら、近年の林業低迷による林業生産基盤整備の遅れは放置森林を拡大させ、農地の有害鳥獣被害を増幅させている。これが大きな要因となって山間部から遊休農地の拡大をまねいている。野生生物の生育環境の保全や国土保全といった、本来森林の有する多面的な機能を総合的に発揮させて健全な森林資源を維持増進させることは農地の保全を図るうえで、避けて扱える課題ではない。また、地域振興としては林産物と農産物が一体となった特産品開発や観光資源の活用など付加価値を高める農林産特産物の開発が急務の課題である。このためにも、農業生産基盤整備と林業生産基盤整備との調整を充分取り、併せて観光産業等との複合的開発を推進する。

さらに、森林資源は、経済効果ばかりでなく、国土の保全・水源かん養などの重要な機能を保持しているため、森林の適正管理を促進し、国民生活や農業生産に不可欠な用水の確保を図る。

4 他事業との関連

土地基盤の整備については、農村地域の環境整備として要素も大きいため、一般道路他事業との整合性を確保しつつ、総合的な視点からの事業を推進する。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給基地としての役割を果たしていくための基盤である。そのため、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業等の対象地などの優良農地を良好な状態で維持、保全していくことが重要である。

本市における耕作放棄地面積は280ha（H27 農林業センサス）で、年々増加傾向にあり、5年前の数値の約50%増となっている。特に、土地持ち非農家が所有する農地が耕作放棄地となっているケースが多く、これは、農地流動化の受け手として地域の農地を維持・管理してきた農家が高齢化し、規模を縮小するとともに、農家の後継者も市外へ流出していることが要因として挙げられる。兼業農家が多い本市においては、今後もこの傾向が続くと予測されるため、法人の農業参入をさらに進めるとともに大規模専業農家のみならず、地域全体で地域計画の策定・農地中間管理事業の活用をしながら農用地等を維持・保全していく体制の整備を進めていく。

また、農業経営基盤強化促進法に基づく、市基本構想の遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項において、遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地並びにこれらの農地のうち農業上の利用の増進を図る必要があるものについては、農地中間管理事業が可能な農地として所在を把握するとともに、その利活用を図る。

さらに、鳥獣被害防止総合対策事業を活用した防護柵の新設や再編整備を実施し、鳥獣被害の軽減を図る。

2 農用地等保全整備計画

区域番号	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		付図2号 対図番号	変更の理由
			受益地区	受益面積 ha		
建屋 - 1	一般農道整備事業（過疎基幹）	農道整備農道 L=2,310m	唐川		1	（継続）
西谷 - 1, 2	中山間総合整備事業 広域連携型レインボー南但地区	農道整備農道 L=280m	西谷		2	（継続）
養父 - 1	農地中間管理機構関連農地整備事業 （大塚地区）	ほ場整備 A=17.6ha	大塚	17.6	3	（継続）
口大屋 - 1, 3, 4, 5 大屋 - 1	農地環境整備事業（おおや高原）	用水路パイプライン化 L=6,740m 揚水ポンプ 2か所	大屋町宮垣、中、夏梅、加保	30.2	4	（継続）
熊次 - 1	ふるさと水と土ふれあい事業（別宮地区）	農道整備 L=500m 用水路整備 L=500m	別宮	18.0	5	（継続）
八鹿 - 1	農業競争力強化農地整備事業	ほ場整備 A=15.0ha	九鹿、岡	15.0	6	新
伊佐 - 1	農村地域防災減災事業（浅間峠下池）	耐震補強（豪雨対策） 貯水量7,400m ³	浅間	25.0	7	新

3 農用地等の保全のための活動

農用地等を保全するための活動としては、地域全体での取組が図られるよう各協定に基づく中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を積極的に導入・活用するよう指導・啓蒙を行っていく。

また、農業用ため池は、農業用水の確保という役割を担うとともに、洪水調整、地下水涵養、親水空間の提供といった多面的な機能を有し、重要な地域資源である。豪雨によるため池の決壊や損壊の可能性のある施設については改修を行い、健全な施設においても啓発パンフレットや、ため池管理マニュアルをため池管理者に配布するとともに、ハザードマップを作成したため池管理者講習会を行っていく。

さらに、耕作放棄や管理不十分な農用地等に対しては、農地パトロールを実施し、農地利用の意向を確認、保全の指導を実施していく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう農業経営の発展の目標を明確にし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することを目指す。

本市においては、平成28年に作成した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、本市及びその周辺都市において、現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指すものである。具体的には、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間として、主たる従事者1人あたり1,800時間程度の水準を達成しつつ、地域の他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得が1農家当たり530万円程度（主たる従事者1人当たり410万円程度）を確保できるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標としている

なお、効率的かつ安定的な経営体の指標となる営農類型は、主要な農業経営の実態等を踏まえ、下表に示す22類型がある。

<個別経営体>

営農類型	目標規模・作目構成
水稲作	水稲 8ha 作業受託 延べ25ha そば 3ha
水稲+黒大豆	水稲 6ha 黒大豆 1.0ha 作業受託 延べ20ha

施設野菜	有機野菜（特別栽培） ほうれんそう 5,000㎡×4回転 しゅんぎく・こまつな・みずな 2,000㎡×2回転 こかぶ 500㎡×2回転 ミニトマト、葉ネギ他 500㎡×1回転
露地野菜	だいこん 2.5ha
露地野菜+施設野菜	だいこん 2.0ha 軟弱野菜 みずな他 800㎡×2回転
水稲+施設野菜	水稲 3.0ha 作業受託延べ 15ha 施設野菜 葉ネギ他 2,000㎡×2.5回転
施設野菜+ 露地野菜	有機栽培 施設野菜 2,000㎡ 雨よけトマト 1,000㎡ 軟弱野菜 1,000㎡×2回転 露地野菜 1.0ha ピーマン、ばれいしょ、サツマイモ、 だいこんほか
花き（切り花）	施設切り花 20a オモト、ユーストマ等 露地切り花 40a キク、ユリ等
花き（鉢花）	鉢花・花壇用苗物 施設 30a 露地 30a
果樹（柿）+水稲	柿 50a 水稲 4ha
果樹（梨）+水稲	梨 60a 水稲 3ha
その他果樹+水稲	ネクタリン 40a リンゴ 20a 水稲 3ha
菌茸類+水稲	シメジ等栽培瓶数 延べ 150,000本 水稲 2ha
繁殖和牛	経産牛 40頭 育成牛 10頭 放牧場 10ha 飼料畑 2ha
肥育	肥育牛 120頭
乳牛	経産牛 42頭 育成牛 15頭 飼料畑 2ha
養鶏 （ブロイラー）	常時 50,000羽×4.5回転
養豚	母豚 120頭 肥育豚 2,700頭

<組織経営体>

営農類型	目標規模・作目構成
集落営農経営体	水稲 8ha 全面作業受託 10ha 黒大豆・小豆 3ha 地力増進作物 2ha
観光農園	いちご 施設面積 3,000㎡
農産物加工	佃煮加工・みそ加工・もち加工・その他

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市における農地の集積・集約化については、平成 28 年度に策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」において、上記に掲げた営農類型をモデルとして、効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用集積に関する令和 8 年度までの目標として、農用地の利用に占めるシェアを示している。

効率的かつ安定的な経営体が農用地利用に占めるシェアの目標
57%

地域の自然的、社会的、経済的条件及び営農条件に応じて、家族経営を中心とする個別経営体、地域合意による共同作業等を行う集落営農組織及び、オペレーター組織等からの発展形態としての組織経営体並びに農業法人を地域農業の重要な担い手と位置付ける。そして、これらの経営体を育成するため、農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業の積極的な活用により、利用権の設定等及び農作業の受委託等の積極的な促進を図り、面的な農用地の利用集積による経営規模の拡大を進める。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 担い手の育成対策

養父市農業再生協議会が中心となり、経営改善計画の達成に向けた指導、支援を行うとともに、農業経営の法人化、法人の農業参入も促進していく。

(2) 農業経営基盤強化促進事業

農用地等の効率的な利用を促進するため、利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業を拡大する。

(3) 農用地の集団化対策

土地利用型農業により規模拡大を図ろうとする農業者については、農業経営基盤強化促進法や農地中間管理事業を促進することにより農業経営体の育成を図り、農地の出し手と受け手に係る情報を把握し、農業者への情報提供を行うとともに「人農地プラン」や「地域計画」に位置付けられた地域の中心経営体への集積と農用地の集団化に努めていく。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

養父市森林整備計画との調整を図りながら推進する。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本養父市では歴史のある有機農産物や特別栽培農産物に加え、南但馬ではいち早く取組まれてきた環境創造型稲作など、持続性の高い農業生産方式を導入した環境保全型農業が積極的に取組まれてきた。こうした中で、農業近代化施設整備の方向は、「循環型農村社会の構築」の実現を目指した本養父市の農業振興方向の3つの柱、「1. 地域農業の多様な担い手育成」、「2. 地域資源を活用した環境創造型農業の推進」、「3. 資源循環による農業農村の活性化」に沿った整備を進める。

また、担い手の高齢化や労働力不足の解決に向け、ICT（情報通信技術）やロボット技術を使ったスマート農業の実現に向けた取り組みを推進する。

(1) 地域農業の多様な担い手育成する機械の整備

農用地の利用集積を図る認定農業者や個別経営から集落単位で営農活動を行う集落営農組織の育成を促進するため、生産性の向上と生産コストの低減を図り、農業生産力の強化と農業経営の改善に寄与する高性能農業機械の導入を推進する。

(2) 地域資源を活用した環境創造型農業を推進する施設の整備

家畜ふん尿の適正な処理によって生産された良質な堆肥が環境に優しい農業を実践する耕種農家に引き取られ地域資源が循環する「やぶし有機の里づくり」構想の実現を目指し、関係団体の連携を図ると共に堆肥センターや流通網の整備など関連施設の充実等、体制整備を推進する。

(3) 資源循環による農業農村の活性化を推進する施設の整備

「循環型農業社会の構築」の実現に向けて交流型農業の推進では、すでに整備された直売施設は一定の成果を生み、農業生産所得および生産意欲の向上につながっている。今後はこれら経営体の持続発展を図るために消費者、住民等と生産者の交流による相互理解を促進すると共に、特色ある郷土料理を提供できる施設の整備を推進し、交流型農業の拡大、振興を図る。

また、「バイオマス産業都市構想」の実現に向けて畜産農家のふん尿や食品加工会社の食品残渣をメタン発酵させ、発生したメタンガスによる発電システムが整備されている。中長期的には林地残材や間伐材のエネルギー利用や、メタン発酵プロジェクトで生産された、電気・熱・液肥・堆肥を利用した、循環型社会の形成を行える施設の整備を推進する。

2 農業近代化施設整備計画

区域番号	施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	附図3号 対図番号	備考
			受益地区	受益面積 ha	受益戸数 戸			
高柳 - 1	集落営農用機械	トラクター1台	畑ヶ中	9.7	28	畑ヶ中営農組合	1	新
高柳 - 2	乾燥調製施設	乾燥調製施設 1棟 280㎡	高柳	11.2	32	トリオファーム	2	新
八鹿 - 1	集落営農用機械	色彩選別機1台	九鹿	13.8	21		3	新
広谷 - 4	集落営農用機械	トラクター1台	小城	11.3	19		4	新
関宮 - 4	パイプハウス	パイプハウス 2棟 306㎡	中瀬		5	ポットプランツ 研究会	5	新

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の農業は、主たる農業従事者のみでは担い手不足を解消できない状況となっている。そのため、地域や集落でも多様な人材活用を進めることと併せて認定農業者や若い作業オペレーターへの育成支援を進めることが重要である。

また、国家戦略特区「中山間農業改革特区」の指定にともない、企業による農業参入の促進により、今後も担い手の確保と育成に取り組んでいる。

なお、地域内だけでは農業農村を守っていくことは困難であり、地域計画による中心経営体への農地集積や新規就農者の受け入れも進め、地域農業の刷新も実践していく必要がある。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

①女性、高齢者等の人材活用

ア 農産物直売所の活用促進

イ 加工品開発・6次産業化の推進

ウ 郷土料理店等による起業家（グループ）育成

②新規就農者の育成

ア 安定した経営作目、指導体制、販売ルートの強化

イ 新規就農希望者研修支援交付金の拡充

③認定農業者の育成支援

④若い作業オペレーターの育成

⑤新規参入者の受け入れ

ア 安定した経営作目、指導体制、販売ルートの強化

イ 新規農業参入企業への支援

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の兼業農家数は、672戸と販売農家数978戸の約68.7%である（H27農林業センサス）。この数字が表わすように本市の兼業化率は高く、農家は収入を農外所得に依存していることが伺える。

農家1,500人の農業アンケート調査によると、農業従事者の他産業への就業状況は恒常勤務に就業している人が多数を占めている。今後は、積極的な企業誘致及び既存産業の育成・活性化を促進することにより、兼業従事者の安定的な就業と農業後継者の定着化を図る。

また、平成26年に国家戦略特区「養父市中山間農業改革特区」に指定され、農地の利用集積及び農業生産法人の要件緩和により6次産業化を進めており、引き続き農業関連の雇用の創出による地域の活性化を図る。

単位：戸

区分		従業地								
I	II	市町村内			市町村外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常勤務		61	3	64	30	0	30	91	3	94
自営兼業		32	0	32	3	0	3	35	0	35
パート・アルバイト		17	0	17	6	0	6	23	0	23
計		110	3	113	39	0	39	149	3	152

資料：農業アンケート調査（発送：1,500、回収：886）

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

地域活性化のための最重点課題として、新規企業立地を含めて、本市のもつ自然環境、社会的・地理的条件を活かせる優良企業誘致並びに既存企業の育成を図ることにより、安定的な就労の場への就業の促進を図る。

3 農業従事者就業促進施設

既存施設における農産物直売所や、農産物加工施設で農業従事者の就業を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

今日の農村社会は、都市化の流れや社会構造の変化により、人口減少が進行するなか、地域コミュニティーの衰退が進みつつある。

このような状況を踏まえ、地域自治組織の活性化、幅広い世代が利用できる憩いの場や都市住民との交流の場としての施設など必要な施設の整備が必要であるが、拠点施設として「やぶ市民交流広場」が整備された。

また、生活の安定と向上を図るには、道路や鉄道などの交通基盤の整備にともなう日常生活圏の拡大などを背景とした、きめ細やかで快適な移動手段の提供とともに、良好で快適な環境を維持し高めていくことが必要である。

本市は、氷ノ山やハチ高原、妙見山等の山や高原、円山川水系の河川沿いの谷筋に広がる農地や集落、街道沿いの町並みなど、市の魅力の基本となる景観を有しており、こうした景観を基盤に、良好で快適な生活環境を維持し高めていくことが求められている。

さらに、本市は面積が広大で、「まち」も谷筋毎に分かれて形成されている分散型の地域構造をもっているが、一方で北近畿豊岡自動車道の開通により高速交通ネットワークに組み込まれること、国道9号と312号の交点で豊岡・鳥取の山陰2方面への分岐点であること、但馬地域の中央部に位置していることの3つの“地の利”をもっていることから、これらを活かした快適な生活環境を創り出すことが重要である。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	附図4号 対図番号	備考
下水処理場	八木 施設更新1式	1	
下水処理場	大藪 施設更新1式	2	
下水処理場	伊佐 施設更新1式	3	
下水処理場	奥米地 施設更新1式	4	
下水処理場	浅間 施設更新1式	5	
下水処理場	南谷 施設更新1式	6	
下水処理場	関宮東部 施設更新1式	7	
下水処理場	関宮西部 施設更新1式	8	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付図

別添

- 1 土地利用計画図 (付図1号)
- 2 農業生産基盤整備開発計画図 (付図2号)
- 3 農業近代化施設整備計画図 (付図3号)
- 4 生活環境施設整備計画図 (付図4号)